組合員証等返納票

【送付先】
〒330-9793　埼玉県さいたま市中央区新都心３－１
日本郵政共済組合　共済センター　組合員証等返納係あて

申請日　令和　　年　　月　　日

組合員欄	組合員番号 （＝社員番号８桁）									組合員種別 該当する方に☑を入れてください	□　組合員　　□　任意継続組合員
	組合員住所	（〒　　－　　）　　都道府県									
	氏名									生年月日 （和暦）	□　昭和 □　平成　　年　　月　　日
	電話番号 （日中の連絡先）	TEL　　（　　）								※　携帯以外の場合は、該当する項目に☑を入れてください	□　自宅 □　勤務先（　　）

氏　名	組合員本人		被扶養者　［氏名：　　］		被扶養者　［氏名：　　］		被扶養者　［氏名：　　］	
返納するもの（枚）	□組合員証（本人） ※任意継続組合員及び高齢受給割合の表示があるものを含む	枚	□組合員被扶養者証 ※任意継続組合員の被扶養者及び高齢受給割合の表示があるものを含む	枚	□組合員被扶養者証 ※任意継続組合員の被扶養者及び高齢受給割合の表示があるものを含む	枚	□組合員被扶養者証 ※任意継続組合員の被扶養者及び高齢受給割合の表示があるものを含む	枚
	□資格確認書	枚	□資格確認書	枚	□資格確認書	枚	□資格確認書	枚
	□限度額適用認定証		□限度額適用認定証		□限度額適用認定証		□限度額適用認定証	
	□限度額適用・標準負担額減額認定証		□限度額適用・標準負担額減額認定証		□限度額適用・標準負担額減額認定証		□限度額適用・標準負担額減額認定証	
	□特定疾病療養受療証		□特定疾病療養受療証		□特定疾病療養受療証		□特定疾病療養受療証	
	□一部負担金等免除証明書	枚	□一部負担金等免除証明書	枚	□一部負担金等免除証明書	枚	□一部負担金等免除証明書	枚
返納理由	□組合員の資格を喪失した （退職年月日　　年　　月　　日）		□組合員の資格喪失に伴う返納		□組合員の資格喪失に伴う返納		□組合員の資格喪失に伴う返納	
			□任意継続組合員の資格喪失に伴う返納		□任意継続組合員の資格喪失に伴う返納		□任意継続組合員の資格喪失に伴う返納	
	□任意継続組合員の資格を喪失した		□被扶養者の認定を取消した		□被扶養者の認定を取消した		□被扶養者の認定を取消した	
	□記載内容が非現行となった （氏名変更、再交付、区分切替等）		（認定取消年月日　　年　　月　　日）		（認定取消年月日　　年　　月　　日）		（認定取消年月日　　年　　月　　日）	
	□有効期限切れ又は使用しなくなった		□記載内容が非現行となった （氏名変更、再交付、区分切替等）		□記載内容が非現行となった （氏名変更、再交付、区分切替等）		□記載内容が非現行となった （氏名変更、再交付、区分切替等）	
	□治癒（特定疾病療養受領証に限る）		□有効期限切れ又は使用しなくなった		□有効期限切れ又は使用しなくなった		□有効期限切れ又は使用しなくなった	
	□その他（　　）		□治癒（特定疾病療養受領証に限る）		□治癒（特定疾病療養受領証に限る）		□治癒（特定疾病療養受領証に限る）	
			□その他（　　）		□その他（　　）		□その他（　　）	

【注意事項】
1．各項目に該当する□にチェック☑し、組合員証等と併せて返納してください。被扶養者が4人以上いる場合はコピーして使用してください。
2．退職日より前に任意継続組合員証等が届いた場合は、退職日までは現職時の組合員証等を使用し、退職日の翌日以降に現職時の組合員証等を返納してください。
3．返納に当たっては、証の右下印影部分を切り取り、本体部分を封筒に入れて本票と併せて上記送付先へ郵送してください。
4．被扶養者証を返納しただけでは被扶養者の認定を取り消すことはできません。
認定取消の手続きをする必要がありますので、「【取消用】被扶養者等申告書（1/2）及び（2/2）」と確認資料を共済センターへ提出してください。
詳細はホームページをご確認ください。
5．様式は共済ホームページからダウンロード、又は共済センターへおたずねください。
6．有効期限がきれた「資格確認書」は、返納せずに組合員の責任で廃棄いただいても構いません。

【共済組合ホームページから】
トップページ ▶ よくある手順から探す ▶ 組合員証・資格確認書等 ▶ ●返納について
▶ 組合員証、被扶養者証、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証
▶ 資格確認書

共済組合使用欄	受付		入力		確認	
			入力者	入力日	1審	2審

2024.12改正＜被扶養者担当＞

記 載 例

【送付先】
〒330-9793　埼玉県さいたま市中央区新都心３－１
日本郵政共済組合　共済センター　組合員証等返納係あて

組合員証等返納票

申請日　令和　○　年　△　月　□　日

組合員欄	組合員番号（＝社員番号８桁）	0	1	2	3	4	5	6	7	組合員種別 該当する方に☑を入れてください	☑ 組合員　□ 任意継続組合員
	組合員住所	（ 123 － 4567 ） 埼玉 都道府県 さいたま市中央区新都心12-34-56-789									
	氏名	共済　太郎								生年月日（和暦）	☑ 昭和　□ 平成　○年　○月　○日
	電話番号（日中の連絡先）	TEL　○×○　（ ○×○× ）　○×○×								※ 携帯以外の場合は、該当する項目に☑を入れてください	□ 自宅　☑ 勤務先（○×△郵便局　窓口営業部　）

氏　名	組合員本人		被扶養者 ［氏名：共済　花子］		被扶養者 ［氏名：共済　ゆう太］		被扶養者 ［氏名：　］	
返納するもの（枚）	☑組合員証（本人） ※任意継続組合員及び高齢受給割合の表示があるものを含む	1 枚	□組合員被扶養者証 ※任意継続組合員の被扶養者及び高齢受給割合の表示があるものを含む	1 枚	☑組合員被扶養者証 ※任意継続組合員の被扶養者及び高齢受給割合の表示があるものを含む	1 枚	□組合員被扶養者証 ※任意継続組合員の被扶養者及び高齢受給割合の表示があるものを含む	枚
	□資格確認書	枚	□資格確認書	枚	□資格確認書	枚	□資格確認書	枚
	□限度額適用認定証		□限度額適用認定証		☑限度額適用認定証		□限度額適用認定証	
	□限度額適用・標準負担額減額認定証		□限度額適用・標準負担額減額認定証		□限度額適用・標準負担額減額認定証		□限度額適用・標準負担額減額認定証	
	□特定疾病療養受療証		□特定疾病療養受療証		□特定疾病療養受療証		□特定疾病療養受療証	
	□一部負担金等免除証明書	枚	□一部負担金等免除証明書	枚	□一部負担金等免除証明書		□一部負担金等免除証明書	
返納理由	☑組合員の資格を喪失した （退職年月日　令和４ 年 3 月 31 日）		☑組合員の資格喪失に伴う返納 □任意継続組合員の資格喪失に伴う返納		☑組合員の資格喪失に伴う返納 □任意継続組合員の資格喪失に伴う返納		□任意継続組合員の資格喪失に伴う返納	
	□任意継続組合員の資格を喪失した		□被扶養者の認定を取消した （認定取消年月日　年　月　日）		□被扶養者の認定を取消した （認定取消年月日　年　月　日）		□被扶養者の認定を取消した （認定取消年月日　年　月　日）	
	□記載内容が非現行となった（氏名変更、再交付、区分切替等）		□記載内容が非現行となった（氏名変更、再交付、区分切替等）		□記載内容が非現行となった（氏名変更、再交付、区分切替等）		□記載内容が非現行となった（氏名変更、再交付、区分切替等）	
	□有効期限切れ又は使用しなくなった		□有効期限切れ又は使用しなくなった		□有効期限切れ又は使用しなくなった		□有効期限切れ又は使用しなくなった	
	□治癒（特定疾病療養受領証に限る）		□治癒（特定疾病療養受領証に限る）		□治癒（特定疾病療養受領証に限る）		□治癒（特定疾病療養受領証に限る）	
	□その他（　）		□その他（　）		□その他（			

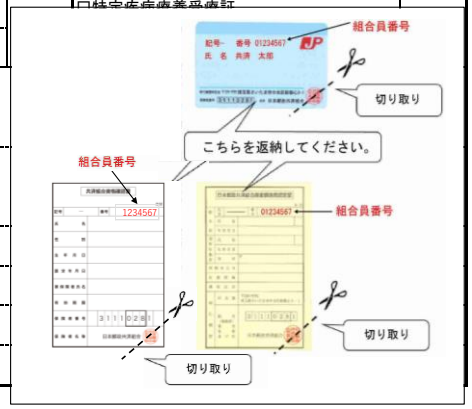

【注意事項】
1．各項目に該当する□にチェック☑し組合員証等と併せて返納してください。被扶養者が4人以上いる場合はコピーして使用してください。
2．退職日より前に任意継続組合員証等が届いた場合は、退職日までは現職時の組合員証等を使用し、退職日の翌日以降に現職時の組合員証等を返納してください。
3．返納に当たっては、証の右下印影部分を切り取り、本体部分を封筒に入れて本票と併せて上記送付先へ郵送してください。
4．被扶養者証を返納しただけでは被扶養者の認定を取り消すことはできません。
認定取消の手続きをする必要がありますので、「【取消用】被扶養者等申告書（1/2）及び（2/2）」と確認資料を共済センターへ提出してください。
詳細はホームページをご確認ください。
5．様式は共済ホームページからダウンロード、又は共済センターへおたずねください。
6．有効期限がきれた「資格確認書」は、返納せずに組合員の責任で廃棄いただいても構いません。

【共済組合ホームページから】
トップページ ▶ よくある手順から探す ▶ 組合員証・資格確認書等 ▶ ●返納について
▶ 組合員証、被扶養者証、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証
▶ 資格確認書

2024.12改正＜被扶養者担当＞